平成２７年（フ）第１０５３号
大阪府大阪狭山市東茱萸木２丁目850番地の１－208号
債務者　寺口　勇輝
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
堺市中区福田823番地12
債務者　佐宗由美子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
大阪府河内長野市木戸１丁目30番７号
債務者　**廣**崎　武史
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
堺市東区菩提町３丁10番地７
債務者　福元太久八（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
北海道有珠郡壮瞥町字久保内89番地３
債務者　加藤美喜子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
北海道伊達市末永町33番地90　コーポエイトＡ号室、前住所北海道函館市中島町21番９号
債務者　嶋田ミサ子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
北海道登別市新生町１丁目26番地８
債務者　菊地　百合（旧姓柏谷）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
北海道帯広市西24条南１丁目21番地　ＭＡＸ’Ｓ24Ⅱ115号室
債務者　太田　智也
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第11地割２番地３
債務者　小田中　智
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２号
新潟県糸魚川市大字大平寺1474番地
債務者　伊藤　晶子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第４８号
名古屋市名東区猪子石２丁目1603番地　メゾンカナン306号
債務者　南　　有香
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５号
愛知県豊明市沓掛町中根36番地10
債務者　伊藤　道雄
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３号
名古屋市守山区八反９番８号、従前の住所名古屋市守山区翠松園１丁目401番地　ダイアパレス喜多山302号
債務者　柴田　智彦
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
愛知県一宮市川田町５丁目26番地　Ｍ’ｓマンション202号
債務者　地口　惠子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１号
徳島県美馬市穴吹町三島字三谷523番地
債務者　内藤　治代
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２８号
長崎県長崎市出雲２丁目８番21号
債務者　横山　一成
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
長崎県長崎市愛宕１丁目11番２号　滝川アパート201号
債務者　出口世津代
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
大分県日田市大字小野3733番地
債務者　伊藤　克己
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　大分地方裁判所日田支部